

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告 示 目 次
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正

- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 鶏等の移入を禁止する区域の指定
- ニューカッスル病予防注射の実施
- 道路交通法による聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第百六十二号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）の一部を次のように改正し、昭和四十一年九月一日から適用する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(中)

倉吉母子寮	乙	〃	7,550	70	9,579	39	7,589	11	2月以降2,717
-------	---	---	-------	----	-------	----	-------	----	-----------

を

倉吉母子寮	乙	〃	8,383	70	9,579	39	8,422	11	2月以降2,717
-------	---	---	-------	----	-------	----	-------	----	-----------

に改める。

鳥取県告示第百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

昭和四十二年一月二十五日 サンマリタン耳鼻咽喉科 米子市久米町三三番地

坂口 幸雄

一月二十六日 柿坂医院 若桜出張所 八頭郡若桜町大字若桜二二三番地 柿坂 狷介

鳥取県告示第百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指 定 医 療 機 関 の 名 称 所 在 地

昭和四十二年一月一日 藪内 医院 境港市外江町三五四七

鳥取県告示第百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四六号	大栄水稻三号 複合肥料	窒素全量 りん酸全量 うちアンモニヤ性窒素 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 水溶性加里 八・三	東伯郡大栄町由良宿 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正
鳥取県 第三四七号	大栄水稻四号 複合肥料	窒素全量 りん酸全量 うちアンモニヤ性窒素 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里 八・八	東伯郡大栄町由良宿 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正

鳥取県告示第百六十六号

倉吉市桜 山根幹夫ほか十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(農道)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月二十七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十七号

八頭郡八東町から申請のあつた町営土地改良(農道)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、久末土地改良区の定款の変更を昭和四十二年二月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十九号

昭和四十二年一月十一日付けで久末土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畦畔整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年二月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市久末二五九番地 久末土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十号

昭和四十二年二月六日付けで八頭郡那家町から申請のあつた土地改良(単農農道)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山県を指定する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ニューカッスル病予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十二年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ニューカッスル病発生予防のため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年三月七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年三月十六日午前十時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部分内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 岩美郡岩美町大字浦富一九〇二 池 内 敏 彦
- 2 岩美郡岩美町大字大谷六二四 奥 田 鶴 雄
- 3 岩美郡国府町大字岡益二六五 福 田 嘉 一
- 4 鳥取市叶二一〇 宮 城 和 美

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
東伯郡北条町大字江北三〇四	東伯郡北条町大字弓原三一九	倉吉市福吉町二丁目一四七七の一	倉吉市住吉町八六	倉吉市中河原六九〇	倉吉市穴窪二一三	八頭郡用瀬町大字川中七五〇	八頭郡河原町大字神馬一四八	八頭郡若桜町大字長砂一二六	八頭郡家町大字稻荷二〇四の一	八頭郡八東町大字北一〇四	八頭郡八東町大字南二七六	鳥取市湖山町二九六〇	鳥取市湖山町五四五	鳥取市古市五七二	鳥取市末広通り一九の一六	鳥取市相生町四丁目一二五	鳥取市三津二六六	鳥取市富安二一九の三	鳥取市高住七一九	鳥取市吉方二丁目二二六	鳥取市玉津六四	鳥取市八坂七五	鳥取市白兔六一五の四
佐渡	岩本	三石	井戸本	宮脇	山崎	前田	安木	小林	秋田	杉森	角脇	松風	影井	西垣	川口	東政	田中	山田	有田	沢田	和口	西岡	鳥飼
貞文	直紀	孝司	正次	守一	絹代	鶴男	隆良	邦博	定雄	誠弘	嘉弘	隆裕	健司	義治	政雄	昭馨	昭治	勇治	一美	勝夫	勝弘	光弘	寿和